

京都市告示第519号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、令和4年8月15日付け京都市告示第305号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第6条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和6年1月10日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院新田参ノ段町1番の一部、2番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

(環境政策局環境企画部環境指導課)